

議案第28号

世田谷区立産後ケアセンター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月20日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 助産所及び産後ケアセンター以外の場所で行う産後ケア事業の内容その他必要な事項についての規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立産後ケアセンター条例の一部を改正する条例

世田谷区立産後ケアセンター条例（平成29年10月世田谷区条例第45号）の一部を次のように改正する。

第20条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。

（助産所及び産後ケアセンター以外の場所で行う産後ケア事業）

第20条 助産所及び産後ケアセンター以外の場所で行う産後ケア事業の内容その他必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。